

資料番号 2 で示した『目指していく地域の姿（案）』に関連して、各団体の取り組みや今後取り組めること、または現状について発表していただき、今回の協議会では各団体同士がお互いの活動や役割に関する理解を深めながら、目指していく地域の姿について共有することを目的とする。

第 2 回協議会事前調査票取りまとめ

1 地域の見守りや発見により、早期・円滑に権利擁護支援につながった事例

- ① 自治体や地域包括支援センターを通じて法律相談の依頼があり、相談担当弁護士から案件を引き受ける弁護士へとつながった。法テラスの特定援助対象者法律相談（※）の利用によりつながった。

※本人の認知機能が不十分で必要性を感じていない場合でも、福祉職等の支援者が必要性を感じた場合、ご本人の同意を条件に、出張法律相談を実施する制度
[三弁護士会]

- ② 地域の方々による見守りや発見によって、地域包括支援センターや障害者相談機関や医療機関などを通してつながった虐待の恐れのある事案について、後見制度を活用することで分離とはならなかった。

選択肢の提示がなく施設入所となった方について改めて本人の意思を確認し、意向を尊重した支援方針を関係者と作り直した。

[東京社会福祉士会]

- ③ 大田区社会福祉協議会からの紹介により任意後見契約公正証書を作成し、円滑な権利擁護支援につながった。

[公証役場]

- ④ ケアマネージャーから相談のあった、おおた成年後見センターと連携して保佐類型の申立てに向け支援しているケースでは、ケアマネージャーが成年後見制度の知識に不安があり、地域包括支援センターやおおた成年後見センターが気軽に聞けるように関わり、遠方の親族の対応についても一緒に取り組むことで、本人のことを一番に考える親族の支援にもつながり、現在も継続して支援している。

[地域包括支援センター]

2 成年後見制度など権利擁護支援に関わる各団体の活動

- ① 成年後見人の養成・供給、成年後見制度の普及啓発活動、高齢者・障害者の権利擁護活動を全国各地で展開している。暴力事案等の困難事案への法人後見の対応や、説明会相談会の開催等も行っている。

[リーガルサポート東京支部]

- ② 東京税理士会成年後見支援センターに相談委員を派遣し、平日 10 時から 13 時まで会員及び一般の方からの相談（電話及び面談）に応じている。また、相続税に関わる相談も多いことから、年 1 回「成年後見及び相続税に関する無料相談会」を実施している。

[東京税理士会]

- ③ 基幹相談支援センターや障害者虐待防止通報ダイヤル等、様々なところからケースの相談が入り、障がい者あるいは障害があるかもしれない方の相談を受けている。その中で、経済的な虐待、困窮、擁護者の変化により経済的な支援が必要な場合などがあり、後見制度の利用を検討することもある。

[基幹相談支援センター]

- ④ 訪問診療、認知症初期集中支援チーム活動、あるいは偶然の通報により出動し、必要に応じて社会福祉協議会へつないでいる。より急ぐケースでは、成年後見制度に明るい司法書士等を紹介する場合もある。また、施設入居等のタイミングで大きな財産処分が必要となる場合にその必要性が表面化する場合もあるが、実際にはより前のタイミングでの準備が必要と感じている。

[大田区三医師会]

3 成年後見制度など権利擁護支援の推進に必要なと思われる周知・啓発

- ① 複数の自治体の市民後見人の養成に関わっており、養成講座では、市民後見人を目指すだけでなく、制度について周知していただくための活動なども行っている。市民後見人として研修を積んだ方々、さらに後見人として活動を始めた市民が権利擁護支援だけではなく、広報・周知などにも大きな役割を果たしている。例えば、研修を機に日常生活自立支援事業の生活支援員になったり、高齢者や障害者施設のボランティア活動を始めるといったように、このような立場の市民を養成しその役割を広げていくなど、市民それぞれに可能な活動をバックアップすることが重要である。

[学識経験者]

- ② 地域の中の成年後見制度の認知度はまだまだ低いと感じている。制度そのものをより広く認知してもらえるように、制度が身近に感じられるような、わかりやすい説明会や講演会などが頻繁に開かれるとよい。

[大田区民生委員児童委員協議会]

- ③ 成年後見制度を含む権利擁護に関するわかりやすいリーフレット等を作成して、町会の回覧板などにのせて個別周知する。さらに介護事業者、特にケアマネジャーへの周知が重要だと考える。

[大田区介護保険サービス団体連絡会]

- ④ 地域の誰もが成年後見制度に関わることを他人事でないと理解する必要がある。例えば、成年後見等のチームに認知症高齢者や知的・精神障がいのある方の家族やヘルパー等の支援者がチームの一員として関わることもあり、こうした場面があることを認識することができる周知・啓発が必要である。

[東京精神保健福祉士協会]

4 3に関わり団体で取り組むことができること

- ① 地域住民が後見制度を学んだり理解するためのきっかけが少ないと感じており、制度をわかりやすく伝える機会を設けることが重要と考える。18 連合会地区では、毎月地域力推進会議を開催しており、勉強会等を通じて出席者に周知することができる。

[大田区自治会連合会]

- ② 当金庫の支店担当者は直接、顧客宅への訪問を行っている。訪問活動を通じて、高齢の顧客宅への見守り活動に取り組んでいる。

[金融機関]

- ③ 成年後見制度の診断書作成に関する打診や依頼について、それを受けるようにと職場に周知している。地域においては、事例に基づく仮想事例などを作成し、制度利用のイメージがしやすくなるような周知啓発が必要だと考える。それに関連して個人情報削除したうえでの事例情報を提供することができる。

[東邦大学医学部]